



# 鳥取県公報

令和2年6月16日（火）  
号外第58号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（9）（給与課）・・・・・・・・・・ 2

# 人 事 委 員 会 規 則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月16日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第9号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条の4 略</p> <p>2 月の中途において次の各号に掲げる場合 <u>（当該各号に掲げる期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）</u> に該当するとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、退職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合 <u>（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>第5条の4 略</p> <p>2 月の中途において次の各号に掲げる場合 <u>における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなつたとき</u>（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>3 略</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、退職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合 <u>であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則第10条の2第1項第3号に掲げる事由に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。